

安全衛生に関する優良企業の評価項目（案）

○対象となる企業の範囲

※すべての業種の企業

※認定の単位は企業単位とする。ここで企業とは、会社法等に定められる法人、協同組合、個人商店等をいう。

○評価項目に関する留意事項

※企業が中央労働災害防止協会の OSHMS 認定や中小企業労働安全衛生評価事業で一定の評価を得ているもの、建設業労働災害防止協会の COHSMS 認定を受けている場合は、関連項目について条件を満たしていると見なす。（関連項目については後ほど整理）

第 1 企業の状況として満たしていることが必要な項目（必要項目）

1 労働安全衛生法等の違反の状況 ※状況を確認するもの

項 目	○×
① 過去 3 年以内に労働関係法令の違反で送検されていないか	
② 労働安全衛生法第 98 条に基づく機械・設備の使用停止命令、作業の停止命令を受けたものについては、その改善措置を講じ、現在、命令が解除されているか	
③ 厚生労働省所管法令に重大な違反が認められ企業名が公表されていないか	
④ 現在、労働安全衛生法令の重大な違反について改善がなされていない事実はないか	

2 労働災害発生状況（派遣労働者を含む） ※状況を確認するもの

項 目	○×
① 過去 3 年以内に法令違反による死亡災害又は障害等級 7 級以上に相当する重篤な労働災害を 2 件以上発生させていないか	
② 過去 3 年間のすべての年において、企業の各事業場ごとに休業 4 日以上の労働災害の発生率が、同業種の平均発生率（度数率）を下回っているか ※特定元方事業者の事業場においては、一の仕事の現場、構内で発生した労働災害全体（下請けも含む）で換算すること。	
③ （有機溶剤業務等特殊健康診断の必要な業務がある場合）過去 3 年間のすべての年において、特殊健康診断の有所見率が全国平均を下回っているか ※「特殊健康診断」とは、有機溶剤、特定化学物質、鉛、四アルキル鉛、電離放射線、高気圧業務があること。	
④ 過去 3 年間以内に、作業環境測定の結果、第 3 管理区分と評価された単位作業場があり、当該単位作業場が改善されず翌回の測定においても第 3 管理区分であった単位作業場がないか	

3 その他優良企業として相応しくない事項 ※状況を確認するもの

項 目	○×
① 過去 3 年間の企業活動において、優良企業として公表することにふさわしくない次の問題を生じさせていないか <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令に違反する行為により国から告発、送検された ・ 労働関係法令に基づき不法な行為を理由として企業名が公表された ・ 労働関係以外で、事業者に遵守が義務づけられている法令に重大な違反が認められ企業名が公表された ・ 多数の健康被害者（死亡者や後遺症が残るような重度の健康障害に限る）を発生させた（取扱商品、提供するサービスなどが原因となったもの） ・ 現に労働安全衛生法第 78 条による安全衛生改善計画の作成指示を受けている事業場があること ・ 現に構内下請事業者が混在する事業場において、労働災害が多発するなどにより、労働局又は労働基準監督署から元方事業者の取り組みとして計画を策定し取り組むよう指導がなされていること 	
② 過去 2 年間に行政の立ち入り等により「取消基準」（別途規定）に該当することが確認され、認定が取り消されていないか	
③ 過去 3 年間に優良企業のマークの不正使用がないか	

第2 企業の取組として満たしていることが必要な項目（必要項目）

1 安全衛生体制の状況 ※取組を確認するもの

項目	○×
① 従業員の健康や安全を担当する組織があるか、又は担当者を置いているか （労働安全衛生法に定める安全管理者等も含む） （例）安全管理者及び衛生管理者 （例）安全衛生課の設置 （例）人事労務部（安全衛生担当の職務分担あり）	
② 従業員の健康や安全を担当する組織又は担当者は、労働災害の発生状況や各種の安全衛生に関する計画実施状況を定期的に把握し、問題点があったかなどを検討した上で、その見直し結果を次期計画の策定に反映させているか （例）労働安全衛生法に定める安全衛生委員会での各種計画の進捗報告、見直し案の提示	
③ 各事業場に健康や安全に関する責任者を任命しているか （例）〇〇部長（安全衛生の責任者としての職務分担あり）	

2 安全衛生全般の取組 ※取組を確認するもの

項目	○×
① 企業のトップが従業員の健康や安全の確保を重視する方針を明文化しているか （例）経営会議、役員会議、労使協議会等の場を活用し、企業全体の合意形成を行った上で作成した	
② 明文化した従業員の健康や安全の確保を重視する方針を従業員に周知、共有しているか （例）方針を全従業員にメール配信 （例）いつでも閲覧できるよう社内掲示板に掲載	
③ 従業員の健康や安全の計画策定や見直しに関し従業員代表の意見を反映させているか（労働安全衛生法に定める安全衛生委員会等も含む） （例）計画策定や見直し時に労使協議会で議題にしている （例）従業員の参加する安全衛生委員会での各種計画の進捗報告、見直し案の調査審議	
④ 企業のトップ（幹部）に次の項目について報告しているか （例）安全衛生担当部署が企業の担当役員宛てに報告書を作成、提出 （例）本社の中央安全衛生委員会で報告がなされている	
ア 労働災害の発生状況	
イ 発生した労働災害の再発防止対策	
ウ 危険・有害業務に関する安全衛生対策の取組状況 ※製造業等の業種に限る（注）	
エ 各種安全衛生に関する計画の進捗状況	
オ 労働時間の状況	
カ 従業員の健康状況	

<p>⑤ 従業員に次の項目について知らせているか（個人の情報は個人ごとに通知） （例）個人の情報に関しては、該当従業員への関係資料配付。企業内の全体情報は全従業員へのメール配信等</p>	/
<p>ア 企業内の労働災害の発生状況</p>	
<p>イ 発生した労働災害の再発防止対策</p>	
<p>ウ 危険・有害業務に関する安全衛生対策の取組状況 ※製造業等の業種に限る（注）</p>	
<p>エ 各種安全衛生に関する計画の内容及び進捗状況</p>	
<p>オ 従業員ごとの労働時間の状況</p>	
<p>カ 従業員ごとの健康状況</p>	
<p>⑥ 安全衛生教育に関する計画を策定し、実施しているか（労働安全衛生法に定める雇入れ時教育や特別教育も含む） （例）安全衛生教育の種類ごとに、教育対象、実施時間などを定めた計画を策定及び進捗管理を行う</p>	
<p>⑦ 厚生労働省のあんぜんプロジェクトに参加するなど、安全衛生の取組の見える化の活動を行っているか （例）あんぜんプロジェクトに参加している （例）CSR 報告書に企業の安全衛生活動の状況について記載している （例）企業の HP に安全衛生活動の状況について公開している</p>	

第3 企業の積極的な取組を評価する項目（加点項目）

1. 安全衛生活動を推進するための取組 ※取組を評価するもの（6点）

項目	○×	加点
① 従業員の中から安全衛生に関するリーダー（推進役）を選任、支援する等従業員の自発的取組を促す工夫を行っているか (例)「健康づくりリーダー」において、従業員の安全衛生に関する理解や取組を促す (例)「KYリーダー」において、小集団活動に取り組んでいる (例)「仲間コーチ」を定めて、従業員による安全衛生活動を水平展開する (例)「健康保険委員」を定めて、健康保険や従業員の安全衛生活動に資する研修会参加等情報収集を支援する		2点
② 従業員の健康や安全に関する計画策定や見直しにあたり、労働組合など従業員の意見を反映できる仕組みを設けているか		2点
③ 国、地方自治体や労働災害防止団体による安全衛生に関する表彰や認証を取得しているか ※企業の複数の事業場で認定等を取得している場合は2点とする		1~2点

2. 健康で働きやすい職場環境の整備

2-1-1. 健康管理の状況 ※取組を評価するもの（10点）

項目	○×	加点
① 企業全体としての従業員の健康の保持・増進に関する計画を策定し、実施しているか (例) 経営会議、役員会議、労使協議会等の場を活用し、企業全体の合意形成を行った上で作成した (例) 本社の中央安全衛生委員会で審議した上で作成した (例) 健康保持増進計画を策定し、体制づくりのため健康保持増進措置を実施するスタッフの任命及び研修を行っている (例)「一社一健康宣言」などを公表している		2点
② 健康の保持・増進に関する計画を従業員と共有しているか (例) 全従業員にメール配信 (例) いつでも閲覧できるよう社内掲示板に掲載		2点
③ 定期健康診断結果を踏まえた健康教育や保健指導などのフォローを行っているか (例) 産業医が参画する健康保持増進専門委員会を設置し、個々の従業員に対する健康保持増進措置に関して専門技術的立場から検討を行っている		2点
④ 医療保険者の保健事業と連携して、従業員の健康保持増進に取り組んでいるか (例) 事業者から医療保険者に提供された定期健康診断の結果に基づき、医療保険者が作成した集団データの特徴を踏まえて、事業者が医療保険者と共同で社員向けの健康づくりイベントを開催している。		1点
⑤ 従業員の保健指導等の医療保険者が行う保健事業について、従業員		1点

<p>が参加しやすい職場環境の醸成の協力を行っているか (例) 協会けんぽ・健保組合が提供するツールを従業員に案内して、従業員はいつでも自身の健診結果や生活習慣病予防の情報を閲覧することができるようにしている</p>		
<p>⑥ 疾病を有する従業員が、治療しながら仕事を続けられるように社内の仕組みづくりや従業員への支援を行っているか (例) 時間単位の有給休暇制度や短時間勤務制度の導入など、柔軟な雇用管理の仕組みづくりを進めている (例) 職場の人事担当者、上司、産業保健スタッフ、本人など関係する者で打合せを行い、必要な配慮がなされる仕組みづくりを進めている</p>		2点

2-1-2. 健康管理の状況 ※実績を評価するもの (2点)

項目	○×	加点
① 過去3年間の各年で定期健康診断の有所見率が前年より改善しているか		2点

2-2. メンタルヘルス対策への取組状況 ※取組を評価するもの (11点)

項目	○×	加点
<p>① 企業全体としてのメンタルヘルス対策を推進するための計画を策定し、実施しているか (例) 従業員の意見を聴きつつ、企業の実態に則した取組をまとめた心の健康づくり計画を策定する (例) 経営会議、役員会議、労使協議会等の場を活用し、企業全体の合意形成を行った上で作成する (例) 本社の中央安全衛生委員会で審議した上で作成する</p>		2点
<p>② メンタルヘルス対策を推進する計画を従業員と共有しているか (例) 全従業員にメール配信 (例) いつでも閲覧できるよう社内掲示板に掲載</p>		2点
<p>③ ストレスチェックを実施し、その結果に基づき自社の傾向の把握や職場改善を行っているか (例) ストレスチェックの結果を一定の規模以上の部署ごとに集計・分析し、職場改善方策について衛生委員会で議論を行った上で実施に移し、その効果を衛生委員会で評価している。</p>		2点
<p>④ 従業員が利用可能なメンタルヘルスの専用相談窓口を設け、従業員に周知するなどの活用の促進を図り、利用状況を把握しているか (又は利用可能な外部の相談窓口を従業員に案内しているか) (例) 企業で契約している病院又は都道府県産業保健総合支援センターなどの連絡先を従業員に定期的にメール配信するほか、いつでも閲覧できるよう社内掲示板に掲載</p>		1点
<p>⑤ 管理者も含む従業員等に対し、メンタルヘルスに関する情報提供、教育研修を行っているか (例) 一般社員向けに、セルフケアのための研修を定期的実施するとともに、管理職向けに職場における部下からの相談対応などのロールプレイ形式の研修を実施している</p>		1点

⑥	メンタルヘルス不調に関する対応について、社内での対応方針を定めて運用しているか (例) 産業医との面談につなげるルールを作るほか、必要な場合に専門医の紹介を得られるように連携する	1点
⑦	心の健康問題により休職した従業員に対する職場復帰支援のプログラムを策定しているか (例) 衛生委員会等において調査審議し、産業医等の助言を受け、個々の事業場の実態に即した形で、事業場職場復帰支援プログラムを策定する	1点
⑧	メンタルヘルス不調に関する対応について、管理者等が産業医や(産業医の紹介による)専門医と連携するルールが整備されているか (例) 事業場内メンタルヘルス推進担当者が、従業員と産業医との面談等につなげるほか、必要な場合に従業員が産業医から専門医の紹介を得られるように、産業医や専門医と連携している	1点

2-3-1. 過重労働防止対策の取組状況 ※取組を評価するもの (9点)

項目	○×	加点
① 過重労働防止対策として、企業全体の労働の負荷を軽減するための計画を策定し、実施しているか (例) 過重労働対策推進計画を策定し、職場の管理者、衛生管理者、人事労務担当者、産業医等の保健スタッフによる体制のもとで行う (例) 経営会議、役員会議、労使協議会等の場を活用し、企業全体の合意形成を行った上で作成する (例) 本社の中央安全衛生委員会にて審議した上で作成する		2点
② 過重労働防止対策の計画を従業員と共有しているか (例) 全従業員にメール配信 (例) いつでも閲覧できるよう社内掲示板に掲載		2点
③ 1週間あたり40時間を超えて労働させた時間について、該当する従業員にその情報を提供しているか (例) 毎月(過去6ヶ月の月別)の勤務時間について各従業員に知らせる		1点
④ 1週間あたり40時間を超えて労働させた時間について、該当する従業員の管理者にその情報を提供し、改善の取組を促しているか (例) 各従業員の毎月(過去6ヶ月の月別)の勤務時間を通知し、一定基準以上の勤務時間の従業員について業務負担軽減方策を検討させる		1点
⑤ 労働安全衛生法第66条の8に基づく面接指導について、従業員が申し出しやすい取り組み・工夫を実施しているか (例) 該当する従業員に面接指導の案内通知する (例) 管理者が該当従業員に申し出を行うよう直接勧奨している (例) 毎月、全従業員に面接指導の申し出を促す電子メールを発信している		1点
⑥ 年次有給休暇の取得促進を図っているか		1点

(例) 計画的付与制度を導入している		
⑦ 時間外労働削減に向けた取組を行っているか (例) 労働時間等設定改善委員会を設け、労働時間等の設定の改善に係る措置に関する計画を定めている		1点

2-3-2. 過重労働防止対策の取組状況 ※実績を評価するもの (2点)

項目	○×	加点
① 過去3年間のすべての年において年次有給休暇の取得率が70%以上であるか		1点
② 過去3年間のすべての年において週労働時間が60時間以上の労働者の割合が5%未満であるか		1点

2-4. 受動喫煙防止対策の実施状況 ※実績を評価するもの (1点)

項目	○×	加点
① いずれの屋内の職場においても、受動喫煙防止対策（全面禁煙又は空間分煙（※））を実施しているか (※) 要件を満たす喫煙室以外の屋内を禁煙とすること		1点

3-1-1. 安全でリスクの少ない職場環境の整備（リスクアセスメントの実施状況等）

※取組を評価するもの (16点)

(製造業、建設業、運輸業など危険有害業務のある業種に限る) (注)

項目	○×	加点
① 安全活動のための計画を策定し、実施しているか (例) 経営会議、役員会議、労使協議会等の場を活用し、企業全体の合意形成を行った上で作成する (例) 本社の中央安全衛生委員会にて審議した上で作成する		2点
② 安全活動のための計画を従業員と共有しているか (例) 方針を全従業員にメール配信 (例) いつでも閲覧できるよう工場をよく見える場所に掲示		2点
③ 4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動を継続的に実施できる体制が整っており、実施されているか		1点
④ ヒヤリ・ハット（HH）活動を継続的に実施できる体制が整っており、実施されているか		1点
⑤ 現場の従業員からの意見や情報を吸い上げる仕組み、工夫があるか		2点
⑥ 危険予知（KY）活動を継続的に実施できる体制が整っており、実施されているか		1点
⑦ 定期的に管理者等権限を有する者による職場巡視が定期的に行われており、職場巡視の結果を踏まえ、具体的な職場改善が図られているか		1点
⑧ リスクアセスメントの実施の社内ルール（実施体制、実施責任者、実施手順、実施後の対応方法等）が定められているか (例) リスクアセスメントを含めた労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）導入・展開について推進計画を策定し、OSHMSの構築・		1点

整備を行う		
⑨ 社内ルールに基づいてリスクアセスメントが実施されているか		1点
⑩ リスクアセスメントの実施結果に基づき、必要な措置を実施する手順が定められているか		1点
⑪ リスクアセスメントの実施結果は、関係する従業員に情報提供されているか (例) リスクアセスメントの実施結果について、安全衛生委員会で調査審議し、その結果を周知している (例) リスクアセスメントの実施結果について、関係する従業員も含めた報告会を行う		1点
⑫ 構内下請事業場がある事業場においては、上記④から⑪の事項について、関係請負人と一体的に取り組み、指導支援を行う仕組みがあるか		1点
⑬ 事故等の緊急時対応が手順化され、関係者に教育訓練されているか		1点

3-1-2. 安全でリスクの少ない職場環境の整備（リスクアセスメントの実施状況等）

※実績を評価するもの（3点）

項目	○×	加点
① 過去3年間のすべての年において企業全体の休業4日以上労働災害の発生率が、同業種の平均発生率（度数率）に比べ1/2未満であるか		2点
② 過去3年以内に、死亡災害又は障害等級7級以上に相当する労働災害、安衛則第96条に規定する事故（爆発事故、移動式クレーンの転倒事故など）、電離則第42条（放射性物質が多量に漏れる等の事故）に規定する事故を発生させていないか		1点

安全衛生に関する優良企業の評価基準（案）

1 第1、第2の必要項目

すべての項目で○印であること。

2 第3の加点項目

(1) 項目別基準

各分野別の項目については、下表のとおり、それぞれ6割以上を満たすことを基準とする。

(2) 総合点基準

各項目の合計点の8割以上を満たすことを基準とする。

		取組評価点	実績評価点	合計
1. 安全衛生活動を推進するための取組		6点	-	6点 (項目別基準：設けない)
2-1. 健康管理の状況		10点	2点	12点 (項目別基準：7点)
2-2. メンタルヘルス対策への取組状況		11点	-	11点 (項目別基準：7点)
2-3. 過重労働防止対策の取組状況		9点	2点	11点 (項目別基準：7点)
2-4. 受動喫煙防止対策の実施状況		-	1点	1点 (項目別基準：設けない)
3-1. 安全でリスクの少ない職場環境の整備(製造業等※)		16点	3点	19点 (項目別基準：10点)
合計	製造業等※	52点	8点	60点 (項目別基準：46点)
	製造業等以外※	36点	5点	41点 (項目別基準：32点)

(注) 製造業等とは「労働安全衛生施行令第2条第1号および同条第2号に掲げる業種(林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業)」を示す。

(参考事項)

- 1 健康・働きやすさ関係 35点、安全関係 19点(製造業等以外は0点)、両方にまたがるもの(6点)
- 2 取組に評価の重点を置くため、実績評価は各合計の2割未満の点数を設定
- 3 受動喫煙防止対策は項目数が少ないため項目別基準を設けない